

東京税財政研究センター 会報

NO.113

2019.11.1.

発行人 岡田俊明
東京都新宿区百人町1-16-18
センチュリービル2F
TEL 03(3360)3871
FAX 03(3360)3870
E-mail tzzkc@nifty.com

11
22

第61回「公開講座」

「調査」と「相続」に切り込む！

於・御茶ノ水／全労連会館 午後1時開会

所得税、法人税、相続税、消費税等の調査のピーク時期となっているこの時、第61回「公開講座」が、11月22日(金)午後1時から御茶ノ水「全労連会館」で『「調査」と「相続」に切り込む！』と銘打って開催されます。

税務調査では、税務官庁の機械的、画一的対応がしばしば話題になっています。例えば、調査開始してわずかな非違を見つけると「質問応答記録書をとらせてほしい」とか「重加算税です」とか「7年遡及です」と発言したりします。また、税制改正によって課税範囲が拡大した相続税の調査でも同じ傾向が指摘されています。

センターでは、情報公開により収集した資料を分析し、当局の税務調査方針を解明、調査に立ち会うためのノウハウを詳しく説明します。

また、基礎控除が下がり課税範囲が拡大した「相続税」については世間の関心ごとにもなっています。相談や申告依頼に対する税理士の能力アップをこのセンターの講座で、こうしたご要望にも応える講座となっております。ご期待ください。お申込み要綱は別掲。



沖縄・摩文仁の丘 平和記念墓地

第61回「公開講座」案内

△講座内容△

- ・今年度の税務調査はいつがねらい日
- ・質問応答記録書 新手引書の狙いと問題点 本川國雄・会員
- ・相続税実務へ頼りがいがある税理士の対応 阿保秋声・会員
- ・受講料

セントラ会員・会員事務所関係者 8,000円
セントラ会員以外 4,000円
*受講料は資料代込みです。
*キヤンセル料(資料別送)・別送資料代 3,000円





供物のフルーツ籠盛りはどうち?

私は生きものが生きていくために絶対的に必要な食料品に税金を課税するのは人の道に外れた行為だと思っているのだが、どうも少数意見らしい。

一方、死んだものに対しては、火葬料や埋葬に係る埋葬料は非課税だとしている。

この関係、究極の状態を描くと、重税で飢え死にを促進し、死んだらノータックスで埋めてやるというのであるから、生き地獄を味わえ、死んだら天国だぞということではないか。

いやいや、地獄の沙汰も金次第という仏の教えがある。死んだら金は支払わなくていいことになっているからと金を持たずに閻魔さまの前に行くことになるわけで、地獄へまっしぐらだ。為政者は、国民が死んだら地獄に落ちろというわけだ。

なんともはや、神も仏もないとはこのことか。げに恐ろしきは為政者。

そんな世で、体力の乏しい子供に十分な食物を与えられず飢え死にさせた。親がとりあえず葬式をだし、祭壇に供物としてフルーツの盛り籠を涙ながらに供えた。

埋葬も終わり、葬儀屋から請求書が渡された。

フルーツ盛り 22,000 円 (税込・税率 10%) とある。ちょっと待ってよ、死んだ子供に食べさせるための食料品だから軽減税率の対象でしょうと文句を言った。

さて、さて、専門家のみなさんは消費税税率をどう考える?

血も涙もある専門家か、血も涙もない専門家か、試されますぞ。

ちなみに、軽減税率取扱通達は次のように記述して

いる。

(食品の範囲)

2 改正法附則第34条第1項第1号《31年軽減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置》に規定する「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいうから、例えば、人の飲用又は食用以外の用途に供するものとして取引される次に掲げるようなものは、飲食が可能なものであっても「食品」に該当しないことに留意する。

(1) 工業用原材料として取引される塩

(2) 観賞用・栽培用として取引される植物及びその種子

(注) 人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した食品が、購入者により他の用途に供されたとしても、当該食品の譲渡は、改正法附則第34条第1項第1号に掲げる「飲食料品の譲渡」に該当する。

この葬儀屋が私のクライアントなら、社長に次のようにアドバイスする。

親御さんからフルーツの供物を依頼されたら、社長は次のような一人芝居をすること。

“はいはい、祭壇の前で子供を思いながらフルーツを食べる用意してほしいというのですね。分かりました。すぐフルーツを買ってきます。”

買ってきましたよ。さあ食べてください。えっ、胸がいっぱい食べることができない。じゃ、供物として供えて後で食べたらどうですか。はいはい、了解です。籠代はサービスしますね。”

この筋書きを親御さんの前で社長が一人芝居すれば、まさに通達の注書に当て嵌まる。

フルーツの代金は自由設定だから、税抜 20,000 円。当然食料品の販売だから軽減対象請求額は 21,600 円 (税込・税率 8%) となる。

「フルーツを食べたい方はお申し付けください。なお、食べきれない場合は供物として供えた後、お持ち帰れるよう手配します。<軽減税率対象>」という看板を掲げてもいいよと指導する。

配慮がよくいき届いた葬儀屋として、地域で評判になること間違いないし。税理士の評価も高まるというのだ。

フーテンの寅さん流「バナナのたたき売り」

そのポイント還元の実務

フーテンの寅さんが 50 円で仕入れたバナナを、「生

まれは台湾 台中の 阿里山麓の 片田舎 台湾娘に 見染められ ポーッと色気の さすうちに 国定忠治じゃ ないけれど 一房二房もぎとられ 唐丸かごにと 詰められて 阿里山麓を 後にして ガタゴトお汽車に 摆すられて……」「これがたったの 500 円！」と啖呵売。値段をどんどん下げて「えーい 100 円、もってけ泥棒」と、売り上げた。500 円が 100 円で買えたと買った人は大喜び。

寅さんもしてやつたり。50 円の儲けである。

フーテンのシンゾウは、現代風に「カードで買ったら、な、なんと、5%のポイント還元だー。さあこの店で買った買った」と啖呵売。

しかしふーテンのシンゾウは、自分でバナナの仕入はせず、懷はまったく痛まない。人の商売に乗って 10%をかすめ取る仕組みを作り、ただ金だけを得ようという露天商の風上にも置けないあくどい奴だ。こんな奴だから、10%の仕切りを当座 5%ポイント還元して実入りが少なくとも、どこ吹く風だ。

なんともはやのポイント還元であるが、還元方法は「即時充当」「ポイント付与」「引落相殺」「口座充当」の 4 種類である。

大抵の事業者は交際や福利厚生でコンビニから物を買う。大手コンビニ各社は、「即時充当」という方式で 2%のポイント還元をしている。レシートは次のようになっている。

| 領収書 | |
|-------------|--------|
| コンビニ・センター店 | |
| 2019年10月23日 | 10:00 |
| 雑貨 | 1,100 |
| パン | 540 軽 |
| 合計 | 1,640 |
| (10%対象 | 1,100) |
| (8%対象 | 540) |
| ポイント還元額 | 32 |
| ○カードマネー支払 | 1,608 |
| 軽印=軽減税率対象 | |

これをみるとカードから引き落とされる額は 1,608 となるので、「値引き」と判断するのが自然だ。

値引きの対象が表示されていないので、税理士としてクライアントの仕入税額控除の関係を考えれば、次のような取引が行われたとしたくなる。

1,100 はそのままで本体価格は 1,000。540 は 32 の

値引きがあり 508 で本体価格は $508 \div 1.08 = 470$ 。

財務の仕訳は……

| | | | |
|-------|-------|-----------|-------|
| 10%雑貨 | 1,000 | 現金（電子マネー） | 1,608 |
| 仮払消費税 | 100 | | |
| 8%パン | 470 | | |
| 仮払消費税 | 38 | | |

とすることになる。

しかし、ポイント相当額をその場で充当するということであるから、値引きではない。したがって、充当されたポイント相当額は雑収入となり、不課税である。

財務の仕訳は……

| | | | |
|-------|-------|-----------|-------|
| 10%雑貨 | 1,000 | 現金（電子マネー） | 1,608 |
| 仮払消費税 | 100 | 雑収入（不課税） | 32 |
| 8%パン | 500 | | |
| 仮払消費税 | 40 | | |

となる。

後者の仕訳が正しく、かつ、仕入税額控除もクライアントに有利となる。

なお、以下は個人的見解。

「ポイント付与」の場合、ポイントと買物券を交換する場合は不課税。ポイントに応じて値引きする場合は課税商品・非課税商品に対応して値引き。ポイントと引き換えに商品を販売する場合は不課税となる。

「引落相殺」は相殺時点で課税商品・非課税商品に対応して値引き。

「口座充当」の場合は雑収入（不課税）となろう。

フーテンのシンゾウや、まったくかすめ取るだけの啖呵売をするのなら、こうした処理についてもしっかり言えってんだ。べらぼうめえ。



沖縄・糸満 玉泉洞

新入会員紹介

センター活動日誌

8.08 ときがわ商工会
8.19 東京土建本部
8.19 東京土建
8.21 神商連

◎ 早苗 稔夫

<住 所>〒154-0002 世田谷区下馬 2-16-6

TEL03-3418-0940 FAX03-3418-0940

＜事務所＞〒103-0007 中央区日本橋浜町

2-5-3 浜町藪ビル6F

坂村武春税理士事務所

TELE 090-4439-0735 FAX 03-3664-7305

開示資料情報

次の資料が10月15日までに開示されました。ご活用ください。

- 猶予關係FAQ

• 財產評価基本通達5・6項事務運営指針

・資産税担当特別調査官広域運営について

・重要事案管理要領の制定

・土地評価基準作成事務等の実施要領

・探偵情報資料せんの作成要領

資產語種科華

個人課税事務提要（事務手続）の制定

・全管個人課税統括官「調査事務等の充実

重点課題への取り組み

全管特官、統括官會議

〔個人課稅〕 〔法人課稅〕 〔資產課稅〕

〔徵收〕二〇一九年八月開催

* CDRの必要な方はセンターまで

枚

会員／無料
会員以外／1500円（1

▲最強と言われた台風19号が10月12日から3日にかけて日本列島を縦断した。河川の氾濫が膨大な被害をもたらした。そのマスコミの報道で目覚めたことがあった。画面に映し出された日本地図には隙間のないくらいの河川が張り巡らされていた。日本列島は人間の体と同じだ。動脈、静脈にたとえる巨大河川とそれを取り巻く中小河川が毛細血管のように張り巡らされている。これが日本の国土を豊しく、人間を支えてきたのだ▲人間は、体内の血管どれをも大事に、ケアをしている。何かあればすぐ医者だ。しかし、この日本の国、国民を支えてきた毛細血管にどれほどの関心を持つていたのだろうか。ほとんどが見向きもされず、開發の名のもとに寸断され、コンクリートで固められた。洪水、崖崩れがあれば場当たり的にそこだけを治す▲今、自然災害をやつと地球温暖化など地球的規模での問題として語り始めた。この手の台風が年に何本も発生し、規模も大きくなるといわれている。未来を見据えた対応が必要になっているのだが、全くその兆しが見えない。各国首脳にはそれに背を向ける者もいる▲ステーデンのグレタ・トゥーンベリさん(16歳)が国連気候行動サミットで語った言葉「すべてが間違っている。私たちは、まさに大量絶滅の始まりに差し掛かっている。なのにあなたたちが語り合っているのは、お金や、途絶えることのない経済成長のおとぎ話だけ」▲今度の災害を経験したその前後ではこの言葉の重きは違うと思う。日本の国土を覆う毛細血管のような中小河川。ザリガニがワンさといた田舎の川も今、河川改修で整備され何もない無機質な川となっている。これが人間にとつて、人間の未来にとつて何。

ザ・コラ